

# 地域活性化起業人（企業派遣型）派遣に関する協定書（案）

仙台市（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）とは、総務省が創設した地域活性化起業人制度（企業派遣型）を活用し、乙が甲へ社員（以下、「丙」という。）を派遣することに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲における中小企業支援に資する業務に対し、乙の社員を従事させることについて定めることを目的とする。

## （社員の派遣）

第2条 乙は、丙を乙の身分を保有したまま、甲へ出向させる。

第3条 丙の氏名は、次のとおりとする。

氏名： \_\_\_\_\_

## （身分及び所属・業務）

第4条 丙の甲における所属は、経済局産業政策部中小企業支援課とする。

2 丙は、「中小企業支援ディレクター」として業務に従事するものとする。

3 業務内容は以下の項目とする。但し、（1）及び提案時に選択した項目を主とする。

- （1）地域企業の規模拡大・成長支援
- （2）地域企業の人材確保・人材育成に係る支援
- （3）地域企業のBCP（事業継続計画）策定に係る支援
- （4）地域企業の販路開拓に係る支援
- （5）地域経済活性化に資する施策の検討
- （6）地域企業支援を推進するための財源確保に向けた広報及び企業への働きかけ等
- （7）その他、地域企業支援に関する新規企画提案等

## （派遣期間）

第5条 派遣期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、その期間を延長し、または短縮することができる。

## （派遣人材の交代）

第6条 丙を交代する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、その取扱いを定める。

## （負担金及び支払い）

第7条 甲が乙に支払う負担金は、乙が丙に支給した給与、賞与、諸手当並びに丙に係る社会保険等の事業主負担分の合計額を、上限年額590万円の範囲内で精算する。

2 負担金の支払い方法及び精算時期は、甲乙協議のうえ定める。

3 負担金の精算は乙の請求に基づき行い、請求書受領後30日以内に甲は支払いを行う。派遣期間が1年に満たない場合は、月割計算（千円未満切捨て）とする。

（給与等）

第8条 丙の給与及び賞与は、乙の定める支給基準に従い、乙が丙に直接支給する。甲は、その一部を負担金として乙に支払う（上限年額590万円）。

（通勤手当・通勤等に要する経費）

第9条 丙の通勤手当は乙が支給する。

（旅費）

第10条 丙が甲の業務により本市内において移動又は出張する場合に要する旅費（市内交通費等）は、甲の関係規程の定めにより甲が支給する。

2 丙が甲の業務により本市区域外の居所又は所属事務所等から本市区域内に移動し、又は本市区域内から本市区域外へ移動する場合の旅費（交通費・宿泊料・日当等）は、乙の関係規程に基づき乙が負担する。

3 前各項に定めのない取扱いは甲乙協議により取り扱いを定める。

（勤務時間、勤務日数及び休憩）

第11条 丙が甲に出勤する日の勤務時間帯及び休憩時間は、甲の定める就業時間帯に準ずる。ただし、労働時間の管理その他労務管理上の取扱いは乙の就業規則による。

2 丙は、甲が指定する業務の遂行のため、毎月半数以上の日数について、甲が指定する勤務場所（甲庁舎又は支援先企業等）に出勤するものとする。具体的な勤務日は、甲乙協議のうえ決定する。

4 甲は、丙の勤務状況について、毎月乙に報告する。

（社会保険）

第12条 社会保険等は乙の責任において加入する。

（定期健康診断）

第13条 健康診断は乙において行い、その費用は乙が負担する。

（福利厚生）

第14条 丙は、乙の福利厚生制度等のうち、乙が認めるものについて、引き続き利用できるものとする。

（災害補償）

第15条 業務中及び通勤時の災害補償は乙が処理する。

(業務遂行に係る連携)

第16条 乙は、丙が甲における業務を円滑に遂行できるよう、甲の職員と適切に連携し、業務運営上必要となる調整に協力するものとする。

2 丙は、甲の職員と連携し、甲の業務の遂行に必要な指示や調整に適切に応じるものとする。

(信用失墜行為の禁止)

第17条 丙は、甲の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為、又は、政治的行為であると疑われるおそれのある行為をしてはならない。

(守秘義務)

第18条 丙は、甲の承諾なく、職務上知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 丙は、甲の承諾なく、職務上知り得た秘密を目的外に使用してはならない。

3 前項における規定は、本協定を履行する目的で使用する場合及び法令の規定に基づいて開示を要求された場合はこの限りではない。

(損害を与えた場合の処理)

第19条 丙が甲または第三者に損害を与えた場合は、乙が責任をもって対応する。

(定めのない事項等の処理)

第20条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

仙台市長 郡 和子 印

乙 \_\_\_\_\_ (所在地: \_\_\_\_\_)

代表者 \_\_\_\_\_ 印